

成瀬駅周辺地区バリアフリー基本構想
【改定版】

2025 年 3 月

町 田 市

目 次

1. 成瀬駅周辺地区バリアフリー基本構想の改定について	1
2. 成瀬駅周辺地区の現状と課題	3
(1) 地区の概況	3
(2) 上位計画の位置づけ	6
(3) バリアフリーの視点における地区の課題	7
3. 成瀬駅周辺地区における移動等円滑化の基本理念及び方針	9
(1) 基本理念	9
(2) 基本方針	10
4. 重点整備地区の区域・生活関連施設・生活関連経路	12
(1) 重点整備地区の区域	12
(2) 生活関連施設	13
(3) 生活関連経路	13
5. 基本構想で取り組む内容	17
(1) バリアフリー基本構想の取り組み（事業）一覧	17
(2) 特定事業	18
(3) ソフト対策事業	26
6. バリアフリー部会でのその他意見	32
7. 巻末資料	33
(1) 第12期町田市福祉のまちづくり推進協議会バリアフリー部会・部会員名簿 ..	33
(2) 成瀬駅周辺地区バリアフリー基本構想改定検討の経過	34
(3) 市民意見募集結果	34
(4) 用語解説	35

1. 成瀬駅周辺地区バリアフリー基本構想の改定について

町田市では、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー法）に基づき、生活利便施設が集まる鉄道駅周辺等での連続的・面的なバリアフリー化を推進するため、2011 年に「市内全域の移動等円滑化の全体方針」を策定しました。

この方針に基づき、成瀬駅周辺地区において 2013 年 3 月に「成瀬駅周辺地区バリアフリー基本構想」を策定し、バリアフリー環境の整備を進めてきました。

「成瀬駅周辺地区バリアフリー基本構想」の策定後、成瀬駅北口では 2019 年に広場内のバス、タクシー及び一般車の混雑緩和と安全性向上を目的として、北口広場の改修工事を実施し、バス・タクシーの待機場や一般車の乗降場が新設されるなど、広場の利用環境が改善されました。

また、国においては、障害者権利条約の締結や障害者基本法等の法整備、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機として、2018 年と 2020 年にバリアフリー法が一部改正（P.2 参照）され、共生社会の実現や社会的障壁の除去が理念に明示されるとともに、建築物等の新設の際のバリアフリー基準適合義務の対象拡大（公立小中学校の特別特定建築物への追加等）や、バリアフリー基本構想に記載する内容として「心のバリアフリー」に関する事項（教育啓発特定事業）の追加等が行われました。

これらの地区の状況変化や法改正の動向等を踏まえ、2024 年度に「成瀬駅周辺地区バリアフリー基本構想」の改定を実施しました。

【バリアフリー法改正の概要】

〈2018 年のバリアフリー法改正の概要〉

1. 理念規定／国及び国民の責務

- 理念規定を設け、共生社会の実現、社会的障壁の除去に留意すべき旨を明確化
- 国及び国民の責務に、高齢者、障がい者等に対する支援を明記

2. 公共交通事業者等によるハード・ソフト一体的な取組の推進

- 駅員による介助や職員研修等のソフト対策のメニューを新たに提示
- 公共交通事業者等に対し、計画の作成、取組状況の報告及び公表を義務付け

3. バリアフリーのまちづくりに向けた地域における取組強化

- 市町村が、駅、道路、公共施設等の一体的・計画的なバリアフリー化を促進するため、バリアフリーの方針を定める「マスタープラン制度」を創設

4. 更なる利用し易さ確保に向けた様々な施策の充実

- 公共交通機関に加え、道路、建築物等のバリアフリー情報の提供を努力義務化
- バリアフリーの取組について、障がい者等の参画の下、評価等を行う会議を設置

〈2020 年のバリアフリー法改正の概要〉

1. 公共交通事業者など施設設置管理者におけるソフト対策の取組強化

- 公共交通事業者等に対して、ソフト基準の遵守を義務付け
- 公共交通機関の乗継円滑化のため、移動等円滑化の措置の協力に関する公共交通事業者等間での協議への応諾義務を創設

2. 国民に向けた広報啓発の取組推進

【優先席、車椅子使用者用駐車施設等の適正な利用の推進】

- 国・地方公共団体・国民・施設設置管理者の責務等として、「車両の優先席、車椅子用駐車施設、障がい者用トイレ等の適正な利用の推進」を追加

【市町村等による「心のバリアフリー」の推進】

- バリアフリー基本構想に記載する事業メニューの一つとして、「心のバリアフリー」に関する事項（教育啓発特定事業）を追加

3. バリアフリー基準適合義務の対象拡大

- 新設の際のバリアフリー基準適合義務の対象施設に公立小中学校及びバス等の旅客のための道路施設（旅客特定車両停留施設）を追加（既設のものは基準適合努力義務）

資料：国土交通省資料より抜粋

2. 成瀬駅周辺地区の現状と課題

(1) 地区の概況

① 位置等

- ・町田市の南東部に位置している成瀬駅周辺地区は、1979年のJR 横浜線成瀬駅の開業に伴い、民間事業者の開発などにより急速に宅地化が進んだ、住宅主体の地区です。
- ・成瀬駅の周辺には商業施設や金融機関、市民センターなどが立地しており、その外側には低層の住宅地が広がっているほか、市立の総合体育館や複数の小中学校が点在しています。
- ・地区の北側に恩田川が流れており、その川沿いには中高層住宅も見られます。



図1 成瀬駅周辺の状況

出典：まちだガイド

② 人口

- ・総人口は約 16,500 人で、バリアフリー基本構想策定時より若干の減少傾向がみられます。一方、高齢者人口が約 600 人、後期高齢者人口が約 1,100 人増加しており、高齢化が進んでいます。

表 1 重点整備地区における地区内の人口（推計）

成瀬駅周辺地区	総人口(人)	高齢者(65歳以上)		後期高齢者(75歳以上)	
		人口(人)	高齢化率	人口(人)	後期高齢化率
2024年度基本構想改定時 (2024年1月1日)	16,500	4,200	25%	2,500	15%
2012年度基本構想策定時 (2013年1月1日)	17,400	3,600	21%	1,400	8%

資料：町田市町丁別男女別年齢別人口（町田市）（2024 年 1 月 1 日現在）

※人口は、小川 2 丁目、成瀬が丘 1～3 丁目、南成瀬 1～6 丁目で集計。

③ 交通

【鉄道】

- ・鉄道は JR 横浜線が通り、町田市中心部や八王子・横浜方面と結ばれています。
- ・JR 横浜線成瀬駅の 1 日の平均乗降人員は 33,848 人で、2011 年度より 10%減少しています。

表 2 1 日の平均乗降人員（人/日）

成瀬駅周辺地区	2024年度基本構想改定時 (2023年度実績)	2012年度基本構想策定時 (2011年度実績)	増減	増減率
JR横浜線成瀬駅	33,848	37,734	-3,886	-10%

資料：東日本旅客鉄道株式会社 H P

※乗車人員を 2 倍し乗降人員とした。

表 3 年度別 1 日の平均乗降人員（人/日）

年度	1日の平均乗降人員
2011年度	37,734
2012年度	38,114
2013年度	38,732
2014年度	38,124
2015年度	38,466
2016年度	37,916
2017年度	38,280
2018年度	38,366
2019年度	38,192
2020年度	28,570
2021年度	30,490
2022年度	32,738
2023年度	33,848

資料：東日本旅客鉄道株式会社 H P

※乗車人員を 2 倍し乗降人員とした。

【道路】

- ・道路は、成瀬街道や成瀬中央通りといった主要な道路が通っています。
- ・JR 横浜線成瀬駅の北口には、交通の結節点となる北口広場が整備されています。
- ・北口広場は、バス、タクシー、一般車等の利用環境を向上させるため、2019 年に改良工事を行いました。

【バス路線】

- ・バス路線は、JR 横浜線成瀬駅の北口から 9 系統が発着しており、昭和薬科大学、つくし野駅、町田バスセンター方面等と結ばれています。また、南口からは金森地区コミュニティバス「かわせみ号」が発着しています。
- ・運行するバス事業者は、以下のとおりです。

路線バス 9 系統：神奈川中央交通株式会社

コミュニティバス 1 系統：神奈中タクシー株式会社

表 4 バス系統数

バス停	2024年度基本構想改定時 (2024年度実績)	2012年度基本構想策定時 (2012年度実績)
成瀬駅	9系統	8系統
成瀬駅南口前	1系統	1系統
計	10系統	9系統

資料：神奈川中央交通株式会社HP

(2) 上位計画の位置づけ

- ・成瀬駅周辺地区は、町田市都市づくりのマスタープラン（2022年3月策定）において、「生活拠点」に位置づけられています。

表5 町田市都市づくりのマスタープランにおける成瀬駅周辺地区の位置づけ

■施策Ⅰ 地域の特性や暮らしの変化に合わせて多様な土地利用を誘導する																							
土地利用の類型と暮らしのかなめの関係性 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>類 型</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">住居系</td><td>低層住宅地</td></tr> <tr> <td>区画整理された住宅地</td></tr> <tr> <td>中高層住宅地</td></tr> <tr> <td>主な集合住宅団地</td></tr> <tr> <td>住宅・農業共存地</td></tr> <tr> <td>住宅・商業共存地</td></tr> <tr> <td rowspan="3">商業系</td><td>暮らしを支える複合地</td></tr> <tr> <td>商業業務地（都市拠点）</td></tr> <tr> <td>生活利便性を支える商業地</td></tr> <tr> <td rowspan="2">工業系</td><td>生活拠点</td></tr> <tr> <td>産業市街地</td></tr> <tr> <td rowspan="2">自然系</td><td>産業・住宅共存地</td></tr> <tr> <td>樹林地・農地を中心とする地区</td></tr> <tr> <td rowspan="2">その他</td><td>主な公園・地域制緑地</td></tr> <tr> <td>大学・研究所等</td></tr> </tbody> </table> 暮らしのかなめ 各地域の特徴を活かした暮らし、日常の生活を不便なく送るために買い物・飲食・病院などの日々の暮らしや活動を支える都市機能を維持・育成します。  ↓ 生活利便性を支える商業地 真光寺広袴 鶴川団地 忠生・根岸 成瀬台 つくし野駅 すずかけ台駅 生活拠点 相原駅 成瀬駅 玉川学園前駅 木曽山崎 身近な駅周辺の「暮らしのかなめ」 通勤や通学で駅を利用したり、バスなどで他の目的地に移動する人たちも集まります。 日々の暮らしを支えることに加えて、郵便局や銀行、学習塾や習い事、医療施設やスポーツジムなど、日常生活の中で必要な用事や目的を果たすための場を形成します。			類 型	住居系	低層住宅地	区画整理された住宅地	中高層住宅地	主な集合住宅団地	住宅・農業共存地	住宅・商業共存地	商業系	暮らしを支える複合地	商業業務地（都市拠点）	生活利便性を支える商業地	工業系	生活拠点	産業市街地	自然系	産業・住宅共存地	樹林地・農地を中心とする地区	その他	主な公園・地域制緑地	大学・研究所等
	類 型																						
住居系	低層住宅地																						
	区画整理された住宅地																						
	中高層住宅地																						
	主な集合住宅団地																						
	住宅・農業共存地																						
	住宅・商業共存地																						
商業系	暮らしを支える複合地																						
	商業業務地（都市拠点）																						
	生活利便性を支える商業地																						
工業系	生活拠点																						
	産業市街地																						
自然系	産業・住宅共存地																						
	樹林地・農地を中心とする地区																						
その他	主な公園・地域制緑地																						
	大学・研究所等																						
■将来のまちの“つくり”																							
生活拠点 ○成瀬駅 周辺	・成瀬駅周辺は、恩田川などの身近な自然及び、寺社や史跡などの歴史・文化に親しみながら暮らせる住宅地の中の拠点として、地域を支える生活利便機能の維持を図ります。																						

(3) バリアフリーの視点における地区の課題

バリアフリー基本構想の改定にあたって、成瀬駅周辺地区におけるバリアフリーの視点からの問題点や課題を把握するため、「町田市福祉のまちづくり推進協議会バリアフリー部会」においてまち歩き点検現地調査を実施しました。

【まち歩き点検現地調査 実施概要】

日 時	2024 年 7 月 22 日（月） 10:00～15:30
場 所	成瀬駅周辺地区
目 的	生活関連施設と生活関連経路を中心に、バリアフリーの視点から街を点検し課題を把握する。
参加者	学識経験者（2名） 町田市身体障害者福祉協会（3名） 町田市聴覚障害者協会（2名） 町田市障がい児・者「親の会」連絡会（2名） NPO法人町田市精神障害者さるびあ会（1名） 町田市老人クラブ連合会（1名） 町田市南第二地区民生委員児童委員協議会（1名） 高ヶ坂・成瀬地区町内会自治会連合会（2名） 南成瀬共栄会（1名） 成瀬が丘商店街振興組合（1名）



まち歩き点検の様子



まち歩き点検時のワークショップの様子

まち歩き点検現地調査で挙げた主な課題は、以下のとおりです。

【主な課題】

南北連絡通路	○階段の手すりに点字の設置
北口広場	○広場内のサインの充実
道路	○路面標示の補修 ○歩道の凹凸の改善 ○視覚障がい者誘導用ブロックの改善 ○違法駐車取締り ○不法占用の指導
建築物	○トイレ内の設備の充実 ○施設内のサインの充実 ○職員（社員）のサポート
公園	○トイレ設備の補修 ○フェンスの補修

3. 成瀬駅周辺地区における移動等円滑化の基本理念及び方針

成瀬駅周辺地区の現状やバリアフリーの視点における課題を踏まえ、成瀬駅周辺地区における移動等円滑化の目指す姿を示す「基本理念」と、その基本理念を達成するための「基本方針」を示します。

(1) 基本理念

成瀬駅周辺地区には、約 34,000 人／日の乗降客が利用する JR 横浜線成瀬駅があります。駅北口の北口広場は、町田駅やつくし野駅方面、成瀬台や昭和薬科大学方面へ向かう路線バスが発着しており、多くの人が集まる交通結節点となっています。

成瀬駅周辺地区は、「町田市都市づくりのマスタープラン」において「生活拠点」に位置づけられ、「身近な駅周辺の“暮らしのかなめ”」として日々の暮らしを支えることに加えて、郵便局や銀行、商業施設など、日常生活の中で必要な用事や目的を果たすための場となることが望まれています。

これらの背景を踏まえ、成瀬駅周辺地区における移動等円滑化の方向性を示す基本理念を次のとおり設定します。

高齢者、障がい者、子ども、来訪者など、だれもが鉄道やバスを利用しやすく、日常生活を安全・安心に過ごせるまちを、多様な主体の連携や協働によって目指します。

(2) 基本方針

基本理念を達成するため、4つの基本方針を設定します。

【基本方針1】

○だれもが安全・安心に移動でき、施設が利用しやすいハード面の取り組みを進めます

- ・多くの方が利用する交通結節点である成瀬駅において、駅の構内から北口・南口にあるバスやタクシーのりば等への移動をスムーズにできるようにします。
- ・成瀬駅から各生活関連施設への生活関連経路を、安全・安心に、わかりやすく移動できるようにします。
- ・生活関連施設においては、誰もが利用しやすい施設内の整備を進めます。

〈基本方針1に基づく取り組み〉

- ・公共交通特定事業 (P.18～19)
- ・道路特定事業 (P.20～21)
- ・都市公園特定事業 (P.22)
- ・建築物特定事業 (P.23)
- ・交通安全特定事業 (P.24)

【基本方針2】

○ハード面の対策に加えソフト面からも移動や施設利用がしやすくなるよう、バリアの解消に向けた取り組みを進めます

- ・ハード面の対策が難しい箇所等においても、人的な補助や支援等のソフト面での対策を行うことで、バリアの解消を図ります。また、ソフト面の対策を実施する際は、必要となる事前の環境整備※について検討したうえで行います。
- ・可能な箇所ではハード面とソフト面の対策を組み合わせることで、より円滑に移動や施設利用ができるようにします。

※「目の不自由な人のための点字や拡大版のメニュー表を用意する」「障がいがある人への人的な支援方法等についての社員研修を行う」「コミュニケーションボード（指さしで意思疎通が図れるボード）を用意しておく」などソフト面の対策をする前の準備をいいます。

〈基本方針2に基づく取り組み〉

- ・ソフト対策事業 (P.26～29)

【基本方針 3】

○地区のバリアフリー化の推進にあたり、バリアフリーに関する意識の向上につながる取り組みを進めます

- ・地区でハード面、ソフト面のバリアフリー化の取り組みを進めていくにあたり、地域の方や地区内の市立小中学校の児童生徒、生活関連施設職員等のバリアフリーの意識向上につながる普及啓発（教育啓発特定事業）に取り組みます。

〈基本方針 3 に基づく取り組み〉

- ・教育啓発特定事業（P.25）

【基本方針 4】

○多様な主体が地区のバリアフリー化の状況を共有しながら、バリアフリーの取り組みを進めます

- ・市民、事業者、行政等の多様な主体が地区のバリアフリー化の状況を共有しながら、生活関連施設と生活関連経路のバリアフリーの連続性を確保するなど、バランスの取れたバリアフリー化に努めます。
- ・今後重点整備地区内で実施する整備等にあたっては、バリアフリー基本構想の内容に留意しながら事業を進めます。

〈基本方針 4 に基づく取り組み〉

- ・基本構想全事業
- ・重点整備地区内で実施されるその他の整備事業

4. 重点整備地区の区域・生活関連施設・生活関連経路

地区の状況変化等を踏まえ、成瀬駅周辺地区バリアフリー基本構想における重点整備地区の区域・生活関連施設・生活関連経路の設定を行いました。

(1) 重点整備地区の区域

重点整備地区の区域は、「市内全域の移動等円滑化の全体方針」に示す以下の条件に従い、地区の状況変化等を踏まえ、バリアフリー基本構想策定時の重点整備地区の区域から変更します。(P.15 図2 参照)

【重点整備地区の区域設定の考え方】

- 都市機能（業務・商業施設等）が集積している範囲
- 高齢者・障がい者等を含めた不特定多数の人が利用する施設（官公庁施設、福祉施設等）を含む範囲
- 一般的な徒歩圏域：成瀬駅を中心として半径 0.5km 内圏域の各施設が集積するエリア

【変更内容】

- ・新たに設置された生活関連施設等を追加
- ・生活関連施設の周辺区域を追加

【重点整備地区 対象面積】

成瀬駅周辺：約 24.2 ha

（ 全域：約 20.0 ha（策定時）⇒ 約 24.2 ha（改定） ）

(2) 生活関連施設

「市内全域の移動等円滑化の全体方針」を踏まえ、駅周辺 0.5 km圏域を対象に、官公庁施設（市民センター等）、福祉施設の他、高齢者・障がい者等の不特定多数の利用が多いと考えられるスポーツ施設、金融機関、商業施設等を生活関連施設として設定します。（P.15 図2 参照）

表6 生活関連施設一覧（成瀬駅周辺地区）

分類	生活関連施設名
特定旅客施設	JR横浜線成瀬駅
市役所・市民センター等	なるせ駅前市民センター
福祉施設	成瀬が丘あんしん相談室（追加）
文化・学習・スポーツ・レクリエーション施設	町田市立総合体育館
主な商業施設	そうてつローゼンなるせS.C.
郵便局	成瀬駅前郵便局
銀行等	りそな銀行成瀬支店
	横浜銀行成瀬支店
	JA町田市成瀬支店（追加）
その他の施設	成瀬駅前交番
都市公園	堂之坂公苑
	南成瀬中央公園

(3) 生活関連経路

「市内全域の移動等円滑化の全体方針」に示す以下の条件等を踏まえ、生活関連経路を設定します。（P.15 図2 参照）

【生活関連経路の設定】

- 主要な生活関連施設間を結ぶ最短経路を優先的に選定
- その他生活関連施設へのアクセス経路を追加

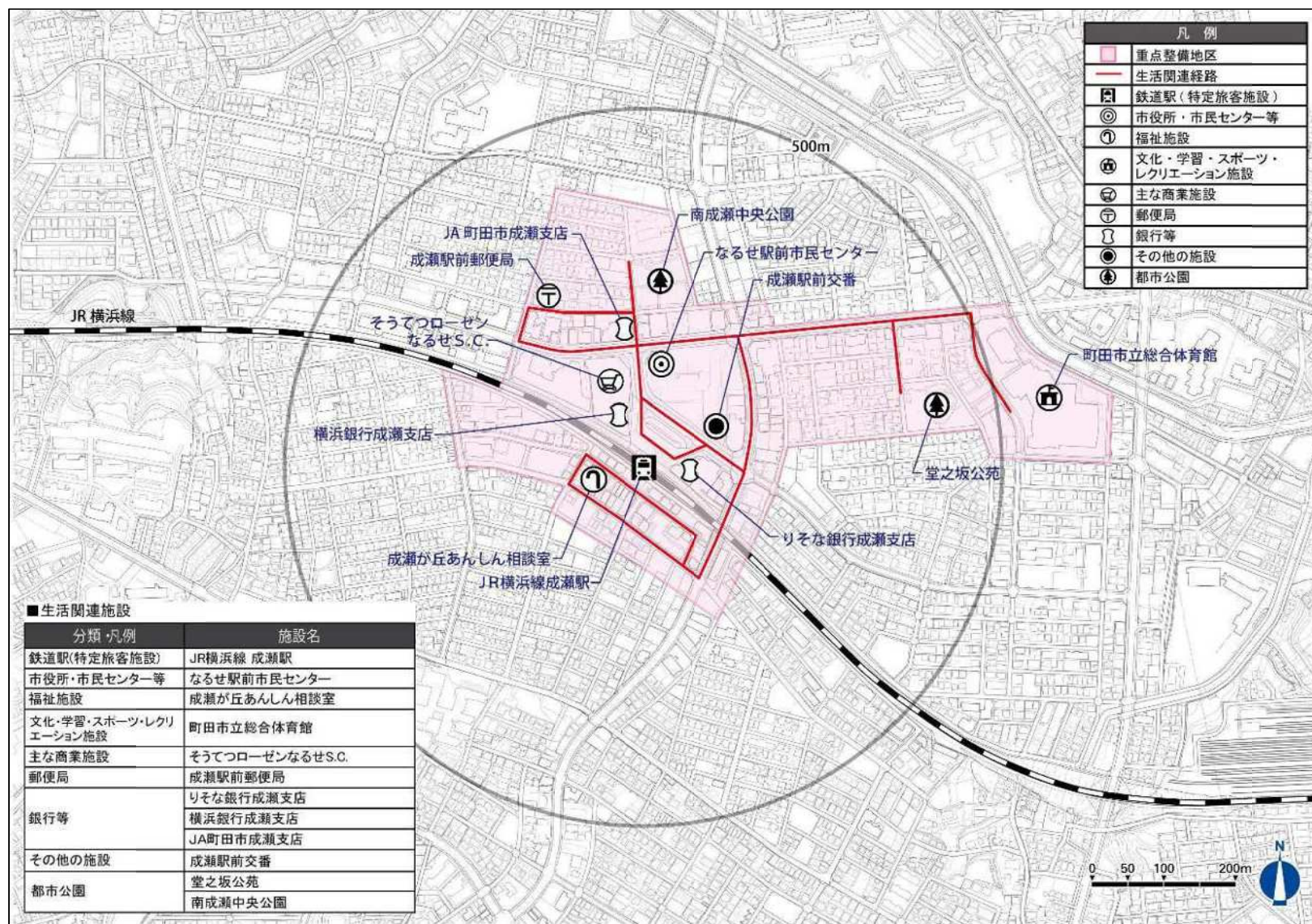


図2 成瀬駅周辺地区における重点整備地区の区域・生活関連施設・生活関連経路の設定

5. 基本構想で取り組む内容

(1) バリアフリー基本構想の取り組み（事業）一覧

		基本方針 1					基本方針 3	基本方針 2
		基本方針 4						
		特定事業等						ソフト 対策 事業
		公共 交通	道路	都市 公園	建築物	交通 安全	教育 啓発	
		P.18～ 19	P.20～ 21	P.22	P.23	P.24	P.25	P.26～ 29
		ハード事業					ソフト事業	
施設設置 管理者名	町田市 (教育委員会を含む)		○	○	○		○	○
	東日本旅客鉄道 株式会社						○	○
	神奈川中央交通 株式会社	○			○		○	
	神奈中タクシー 株式会社						○	
	町田駅タクシー 待機運営協議会						○	
	東京都公安委員会					○		
	日本郵便株式会社 成瀬駅前郵便局						○	○
	相鉄ローゼン 株式会社				○		○	○
	株式会社 りそな銀行						○	○
	株式会社 横浜銀行						○	
	町田市 農業協同組合						○	○

(2) 特定事業

各特定事業は、今回見直した新たな生活関連施設や生活関連経路を含め、バリアフリー一部まち歩き点検現地調査（P.7～8）の結果等を踏まえて設定しました。

<整備・実施時期>

短期：概ね3年以内（～2027年度）
中期：5年以内（～2029年度）
長期：6年以上（2030年度以降）
適宜実施：必要なとき（施設の更新時や研修時など）に実施する

① 公共交通特定事業

a) 公共交通特定事業の対象

公共交通特定事業を実施する箇所は、以下の特定旅客施設を対象とします。

【特定旅客施設】

J R 横浜線 成瀬駅

なお、上記鉄道の車両と鉄道駅を発着するバス車両は、特定車両として公共交通特定事業の対象となります。

【公共交通特定事業の対象となるバス交通】

種 類	事業者名
路線バス	神奈川中央交通株式会社
金森地区コミュニティバス「かわせみ号」	神奈中タクシー株式会社

b) 公共交通特定事業の事業内容

公共交通特定事業の内容を表7に示します。

表 7 公共交通特定事業

No.	対象箇所	事業内容	整備事項	実施主体	整備 時期	位置 番号
交 1	路線バス	バス乗降時における 安全性の確保	低床バスの導入	神奈川中央交通 株式会社	適宜 実施 (順次導入)	—

② 道路特定事業

道路特定事業の内容を表8に示します。

表8 道路特定事業

No.	対象箇所	事業内容	整備事項	実施主体	整備時期	位置番号
道1	南1805号線	舗装の改善	歩道の凹凸の改善	町田市	長期	1
道2	南1805号線	舗装の改善	歩道の凹凸の改善		長期	2
道3	南1805号線	視覚障がい者誘導用ブロックの改善	視覚障がい者誘導用ブロックの改修		長期	3
道4	南1805号線	視覚障がい者誘導用ブロックの改善	視覚障がい者誘導用ブロックの改修		長期	4
道5	南1805号線	視覚障がい者誘導用ブロックの改善	視覚障がい者誘導用ブロックの改修		長期	5
道6	南1805号線	路面の表示の改善	国際シンボルマークの補修		短期	6
道7	南1805号線	視覚障がい者誘導用ブロックの改善	視覚障がい者誘導用ブロックの改修		長期	7
道8	南1805号線	舗装の改善	歩道の凹凸の改善		長期	8
道9	南1805号線	視覚障がい者誘導用ブロックの改善	視覚障がい者誘導用ブロックの改修		長期	9
道10	南1808号線	視覚障がい者誘導用ブロックの改善	視覚障がい者誘導用ブロックの改修		中期	10
道11	南1985号線	路側帯（白線）の改善	路側帯の補修		短期	11
道12	南1803号線	舗装の改善	歩道の凹凸の改善		長期	12
道13	南1801号線	舗装の改善	歩道の凹凸の改善		長期	13
道14	南1836号線	路側帯（白線）の改善	路側帯の補修		短期	14
道15	南1849号線	段差の解消	出入口の段差の解消		中期	15
道16	南北連絡通路	階段手すりの改善	階段手すりへの点字の設置		短期	16

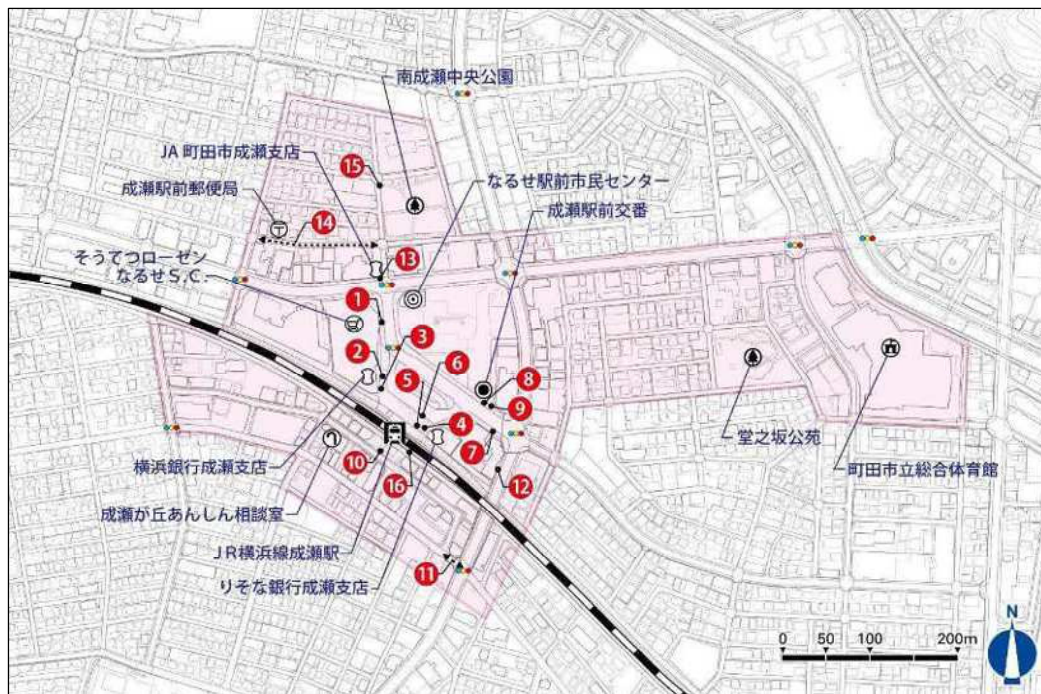


図3 事業位置（道路特定事業）

③ 都市公園特定事業

都市公園特定事業の内容を表9に示します。

表9 都市公園特定事業

No.	対象箇所	事業内容	整備事項	実施主体	整備時期	位置番号
園 1	堂之坂公苑	バリアフリースイールの修繕	便座と水洗センサーの修繕	町田市	短期	1
園 2	南成瀬中央公園	フェンスの補修	フェンスの補修		短期	2

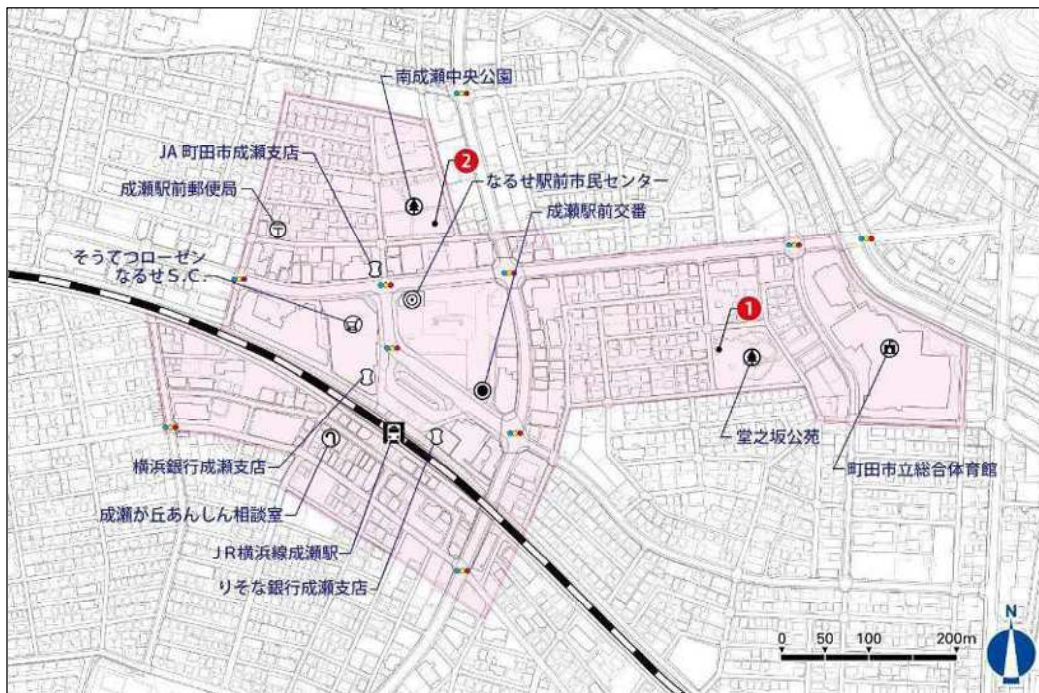


図4 事業位置（都市公園特定事業）

④ 建築物特定事業

建築物特定事業の内容を表 10 に示します。

表 10 建築物特定事業

No.	対象箇所	事業内容	整備事項	実施主体	整備時期	位置番号
建 1	町田市立総合体育館	階段の改善	階段段鼻の白線の改善	町田市	短期	1
建 2	そうてつローゼンなるせ S.C.	サインの改善	トイレの場所を示すサインの改善	相鉄ローゼン株式会社	短期	2
建 3	北口バスのりば	サインの改善	バスのりばを示すサインの改善	神奈川中央交通株式会社	短期	3



図5 事業位置（建築物特定事業）

⑤ 交通安全特定事業

交通安全特定事業の内容を表 11 に示します。

表 11 交通安全特定事業

No.	対象箇所	事業内容	整備事項	実施主体	整備時期	位置番号
安 1	生活関連 経路全体	信号機のバリアフリー化	音響式信号機の設置	東京都 公安委員会	適宜 実施	—
安 2	生活関連 経路全体	信号機のバリアフリー化	青延長用押ボタン付き 信号機の設置		適宜 実施	—
安 3	生活関連 経路全体	横断歩道を利用する視覚 障がい者の安全性向上	エスコートゾーンの整備		適宜 実施	—
安 4	生活関連 経路全体	道路標識及び道路標示の 視認性向上	道路標識及び道路標示の 適切な補修		適宜 実施	—
安 5	生活関連 経路全体	歩行・交通の円滑化・安全 性向上	違法駐車防止のための 事業		適宜 実施	—

※交通安全特定事業を実施する路線や実施時期等については、成瀬駅周辺地区バリアフリー基本構想の改定後に東京都公安委員会が作成する交通安全特定事業計画で整理を行う予定です。

⑥ 教育啓発特定事業

教育啓発特定事業は、町田市が、障がい者団体、社会福祉協議会、小中学校等の教育機関、関係事業者等と連携しながら、事業を進めます。

教育啓発特定事業の内容を表 12 に示します。

表 12 教育啓発特定事業

No.	事業内容	実施主体	実施時期
教 1	職員（社員）のバリアフリーの意識向上のための教育啓発	町田市	適宜実施
		東日本旅客鉄道株式会社	
		神奈川中央交通株式会社	
		神奈中タクシー株式会社	
		町田駅タクシー待機 運営協議会	
		相鉄ローゼン株式会社	
		日本郵便株式会社 成瀬駅前郵便局	
		株式会社りそな銀行	
		株式会社横浜銀行	
		町田市農業協同組合	
教 2	市民への心のバリアフリー、ユニバーサルデザインの普及啓発	町田市	適宜実施
教 3	市立学校での心のバリアフリー教育の推進	町田市教育委員会	適宜実施

(3) ソフト対策事業

まち歩き点検現地調査で出された意見のうち、ハード面での対策は難しいものの、ソフト的な対策でバリアの解消を図る取組を「ソフト対策事業」として整理します。

ソフト対策事業は障害者差別解消法に基づく合理的配慮（P.30～31）として実施されるもので、必要に応じ事前の環境整備※を行った上で、提供される人的な支援等を指します。

なお、ソフト対策事業にはハード対策とセットで実施されるソフト対策も含まれます。また、ハード対策実施後も、個別の状況や必要に応じて、ソフト対策事業を適宜実施していきます。

※「目の不自由な人のための点字や拡大版のメニュー表を用意する」「障がいがある人への人的な支援方法等についての社員研修を行う」「コミュニケーションボード（指さして意思疎通が図れるボード）を用意しておく」などソフト面の対策をする前の準備をいいます。

表 13 ソフト対策事業

No.	まち歩きの意見		ソフト対策の内容	実施主体	対応する特定事業（ハード対策）
	対象箇所	意見内容			
ソ1	トイレ	トイレにフラッシュライト（光警報装置）を設置してほしい。	駅構内で火災が発生した場合には初期消火に努め、消防と連携のうえ駅社員が（トイレを含め）駅構内各所を見回り、お客さまの避難誘導に努めます。	東日本旅客鉄道株式会社	—
ソ2	成瀬駅	窓口に駅員がいない時間が増えている。不在の際にどこかにつながるチャイムの設置や、視覚障がい者にも不在がわかるようなアナウンスを流してほしい。	改札窓口の休止時間帯は、備え付けのインターホンを介してオペレーターが対応を行います。なお、聴覚障がいのある方等、インターホンにてコミュニケーションが取れない状況が確認できた場合には、現地の駅社員等に連絡を取り、可能な限り対応を行います。	東日本旅客鉄道株式会社	—
ソ3	道路・南 1803 号線	店舗前に止めてある自転車が歩道にはみ出している。	店舗に対し、自転車のはみ出しについて指導を行います。	町田市	—
ソ4	道路・南 1836 号線	車の出入口前に設置されている段差解消のスロープが危ない。	町内会・自治会と協力して、段差解消スロープの撤去を目指します。	町田市	—

No.	まち歩きの見解		ソフト対策の内容	実施主体	対応する 特定事業 (ハード 対策)
	対象箇所	意見内容			
ソ5	なるせ駅前市民センター	階段の手すりに点字がない。 エレベーターに音声案内を設置してほしい。 視覚障がい者誘導用ブロックの形状が古く配置もおかしいので、適切な形にしていきたい。 視覚障がい者が足裏の感触でわかるように、床の素材を通行動線と滞留空間で分けてほしい。 視覚によるサインだけでは、トイレの男女の区別がつかない。 視覚障がい者に対するサポートをお願いしたい。	視覚障がいのある方が来所された際は職員または警備員が声掛けの上でご案内を行います。	町田市	—
ソ6	なるせ駅前市民センター	トイレにフラッシュライト（光警報装置）を設置してほしい。	非常時は職員がトイレを含む各所を見回り、来所者を安全な場所に誘導します。	町田市	—
ソ7	成瀬が丘あんしん相談室	出入口に視覚障がい者誘導用ブロックがない。 視覚障がい者誘導用ブロックは高齢者がつまずいて危ないという意見があるため、音声等による誘導を考えてほしい。	視覚障がいのある方がお見えの際に、建物までご案内をいたします。また、ご来所いただくのが難しい場合には、職員がご自宅まで訪問することも可能です。	町田市	—
ソ8	成瀬が丘あんしん相談室	車いす使用者に対応したトイレがない。	トイレを利用する方が来所された際は、車いす対応のトイレが設置されている周辺施設をご案内いたします。	町田市	—
ソ9	成瀬が丘あんしん相談室	来客用の駐車場がない。	事前にご連絡いただければ、周辺の有料パーキングや駐車場のある本部（南第2高齢者支援センター）をご案内いたします。	町田市	—
ソ10	町田市立総合体育館	市立総合体育館交差点前の出入口には視覚障がい者誘導用ブロックがない。	事前にご連絡いただければ視覚障がいがある利用者様には、誘導等、スタッフがお手伝いさせていただきます。	町田市	—

No.	まち歩きの見解		ソフト対策の内容	実施主体	対応する 特定事業 (ハード 対策)
	対象箇所	意見内容			
ソ 11	町田市立総合 体育館	受付からトイレまで 視覚障がい者誘導用 ブロックを延長して ほしい。	受付には常時スタッフがいる ため、お困りの様子があった 際は積極的に声がけいたし ます。また、声がけいただ ければお手洗いまでの誘導も実 施します。	町田市	—
ソ 12	町田市立総合 体育館	受付の発券機は、車い す使用者の手が届か ない高さにボタンが ある。	車いす利用者や押下が難しい 方には、スタッフがお手伝い させていただきます。	町田市	—
ソ 13	そうてつ ローゼン なるせ S.C.	出入口の正面にある スロープの勾配が急。 出入口に視覚障がい 者誘導用ブロックが ない。 出入口に誘導鈴を設 置してほしい。	事前にご連絡いただければ、 お体の不自由なお客様が来店 された際に当店従業員が入口 付近にて介助します。	相鉄ローゼ ン株式会社	—
ソ 14	そうてつ ローゼン なるせ S.C.	階段に視覚障がい者 誘導用ブロックを設 置してほしい。 エレベーターへ誘導 する視覚障がい者誘 導用ブロックがない。	お体の不自由なお客様が来店 された際は、当店従業員が声 掛けの上で介助します。	相鉄ローゼ ン株式会社	—
ソ 15	そうてつ ローゼン なるせ S.C.	トイレに音声案内が ない。洗浄ボタンに点 字がない。	トイレをご利用したい目の不 自由なお客様が来店された際 は当店従業員が声掛けの上で ご案内します。	相鉄ローゼ ン株式会社	—
		トイレの場所がわか りにくい。			建 2 (P.23)
		視覚によるサインだ けでは、トイレの男女 の区別がつかない。			—
ソ 16	そうてつ ローゼン なるせ S.C.	出入口付近に店舗内 の案内図がない。	店舗内の案内が必要な場合、 当店従業員にお声掛け頂けれ ばご案内します。	相鉄ローゼ ン株式会社	—
ソ 17	そうてつ ローゼン なるせ S.C.	非常口の表示が見づ らい。	非常口の使用が必要となる際 等の緊急時には当店従業員が ご案内します。	相鉄ローゼ ン株式会社	—
ソ 18	成瀬駅前 郵便局	出入口のスロープの 勾配が急。	事前にご連絡いただければ職 員がご案内いたします。	日本郵便 株式会社	—
ソ 19	成瀬駅前 郵便局	窓口のカウンターが 高い。ローカウンター がない。 高さが低い記載台が ない。	座席にて記入できるボードを お渡しします。	日本郵便 株式会社	—
ソ 20	成瀬駅前 郵便局	障がい者用の駐車場 を設置してほしい。	事前にご連絡いただければ周 辺の有料パーキングや町田郵 便局をご案内いたします。	日本郵便 株式会社	—

No.	まち歩きの見解		ソフト対策の内容	実施主体	対応する 特定事業 (ハード 対策)
	対象箇所	意見内容			
ソ 21	成瀬駅前 郵便局	視覚障がい者に対するサポートをお願いしたい。	職員が介助及び案内を実施します。	日本郵便 株式会社	—
ソ 22	りそな銀行 成瀬支店	総合受付まで視覚障がい者誘導用ブロックを設置してほしい。	窓口営業時間外はシャッターが降下しており、誤誘導の恐れがあるため視覚障がい者誘導用ブロックの設置は行いませんが、窓口営業時間中に目の不自由なお客さまが来店された際は、総合受付に立哨している従業員がお声掛けをしご案内します。	株式会社 りそな銀行	—
ソ 23	りそな銀行 成瀬支店	非常時の誘導などサポートをお願いしたい。	非常時は従業員がお声掛けし安全な場所に誘導します。	株式会社 りそな銀行	—
ソ 24	りそな銀行 成瀬支店	トイレに非常時を知らせるフラッシュライト(光警報装置)を設置してほしい。	非常時には、テナント事業者の社員と連携してトイレを含む各所を見回り、来行者を安全な場所に誘導します。	株式会社 りそな銀行	—
ソ 25	J A 町田市 成瀬店	出入口のスロープの勾配が急。 A T Mの出入口は手前に開く開き戸で、出入口の前に傾斜があるため、車いす使用者が自分で戸を開けて入るのはかなり難しい。自動ドアにしてほしい。 A T Mの下部にスペースがないため、車いすが接近できない。	事前にご連絡いただければ高齢者や車いすの方が利用する際は係の者がサポート対応致します。	町田市農業 協同組合	—
ソ 26	J A 町田市 成瀬店	窓口や記載台に杖ホルダーを設置してほしい。 記載台が車いす使用者には高い。 店内が狭く、車いすが通りづらい。 視覚障がい者に対するサポートをお願いしたい。	高齢者や車いすの方が利用する際は係の者がサポート対応致します。	町田市農業 協同組合	—

【コラム：みんなが暮らしやすいまちをつくるために】

＜みんなが暮らしやすいまちをつくるために大切な考え方「障がいの社会モデル」＞

このような事例があります。車いすの人が階段しかないお店に来たとき、お店の人は、車いすの人にどうしたらよいかを確認して、簡易スロープを用意しました。そのあと、お店の人は「車いすの人がお店に入れないのはおかしい。車いすの人が入れないお店の方が問題だ。」と思い、入り口の階段の横に常設のスロープをつけたそうです。

この事例に登場するお店の人は、「車いすの人が入れない入り口に問題がある」というように、本人ではなく「まわりにバリアがある」ことに問題があると気づきました。つまり、『障がい（バリア／障壁）は本人ではなく、まわりの環境の中にある』と考えたということです。このような考え方を、『障がいの社会モデル』といい、みんなが暮らしやすいまちをつくるためにはとても大切な考え方です。

誰もが暮らしやすいまち（社会）にするためには、まち（社会）のバリアをみんなで取りのぞくことが大切です。

階段のような「目に見えるバリア」を解消するには、時間やお金がかかりますが、私たち一人ひとりの声かけ、サポートで解決できる部分もたくさんあります。



資料：「心のバリアフリーハンドブック（2025年4月初版）」（編集・発行 町田市町田市福祉のまちづくり推進協議会）を参考に編集



＜事前に環境を整える（事前的改善措置）＞

障がいの社会モデルの考え方を踏まえ、情報の取得や施設等の利用、意思疎通を行うことなどに困難を感じている人たちに対して、事前にバリアを取り除いておくことを「事前的改善措置」といいます。

上で示した事例では、簡易スロープの用意や常設のスロープの設置が事前的改善措置にあたります。

以下の例は、接客時における事前的改善措置の例です。

- 文字情報以外の案内方法（点字や音声読み上げ）の用意をします。
- 筆談ボードや、指を差してメニューを注文できるように写真付きのメニューを用意したり、スマートフォンやタブレットに音声認識アプリなどを入れておきます。
- 多言語で表記されているものを用意します。
- 申し込み先や問い合わせ先は電話番号だけでなく、FAX番号やメールアドレスなど、複数の方法を記載しておくようにします。



<合理的配慮の提供>

事前に環境を整える（事前的改善措置）だけでは、障がいがある人などのニーズに対応しきれない場合もあります。その際は、両者の話し合い（建設的な対話）でお互いに納得のいく方法を見つけ、その納得した方法で対応を行うことを「**合理的配慮**」といいます。

事前的改善措置とあわせて、合理的配慮の理解と提供が広がることで、みんなが暮らしやすいまちづくりにつながります。

合理的配慮の提供は以下の3ステップで行います。

- | | |
|-----|--------------------|
| その1 | 相手のニーズを確認します。 |
| その2 | 自分たちができることを提案します。 |
| その3 | 相手と適切な調整を行い、実施します。 |

以下の例は、障がいのある人や高齢者などから合理的配慮の提供依頼を受けた場合の対応例です。

事例 1



聴覚障がい者

手話で説明していただけますか？

手話ができません。また、今から手話通訳者を手配することが難しいので、筆談や音声認識アプリを使って対応する方法でもよろしいでしょうか？

はい。お願いします。

事例 2



視覚障がい者

メニューをタッチパネルで確認できないので、点字メニューはありますか？

点字メニューは作成中のため、本日はスタッフが読み上げる方法でもよろしいでしょうか？

大丈夫です。お願いします。

事例 3



高齢者

小さい文字で読みにくいので、大きな文字の資料はありますか？

大きな文字の資料はないため、拡大コピーしたものをお渡しするのはいかがでしょうか？

それをお願いします。

資料：「情報バリアフリーハンドブック（2025年4月初版）」（編集・発行 町田市
町田市福祉のまちづくり推進協議会）を参考に編集



6. バリアフリー部会でのその他意見

「成瀬駅周辺地区バリアフリー基本構想」の改定検討にあたって開催した、学識経験者、障がい者団体、交通事業者、地域住民等で構成されている「町田市福祉のまちづくり推進協議会バリアフリー部会」(P.33)において、会議やまち歩き点検現地調査等を実施した際に様々な意見が出されました。

その中で、今回の改定にあたって施設等の整備の計画との兼ね合いや、土地等の権利の関係などの理由から特定事業やソフト対策事業として位置づける調整がつかなかった意見についても、今後のバリアフリー化に関する取り組みの参考となるよう以下に示します。

表 14 その他意見一覧

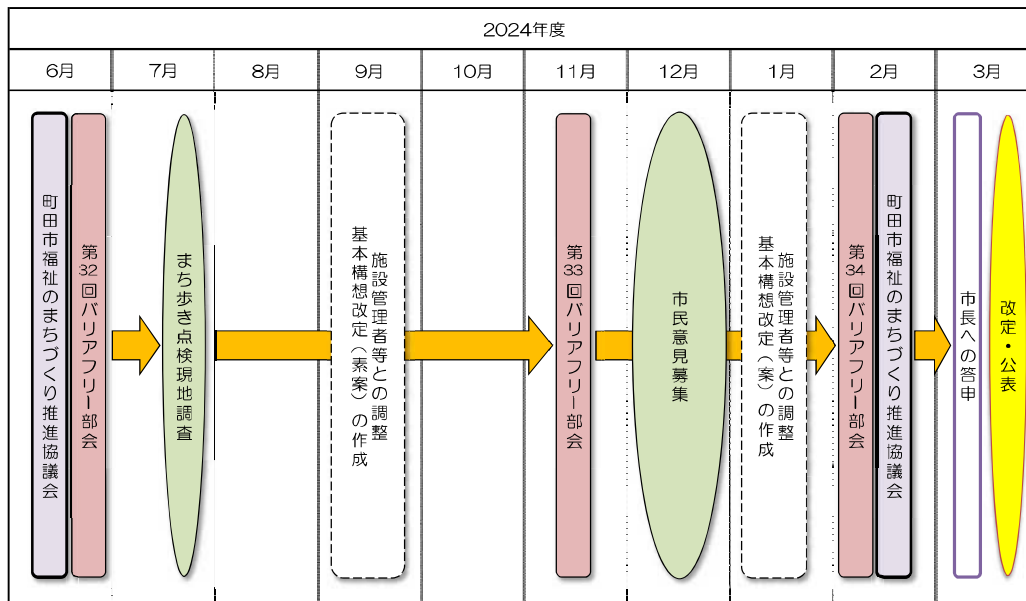
No.	まち歩きの意見	
	対象箇所	意見内容
1	南北連絡通路	南北連絡通路は雨で濡れると床がすべりやすい。一部にすべり止めがあるが、全体にすべり止めをしてほしい。
2		南北連絡通路の南口側に下りのエスカレーターを設置してほしい。
3	道路	歩道がない箇所や、植樹ます等で幅員が狭い箇所がある。
4		歩道に切下げの傾斜や波打ち歩道があるため歩きづらい。
5		側溝の蓋がない部分があり危険。
6		歩行者の動線上に排水溝があるため、グレーチングの溝が細かいものに変えてほしい。
7		視覚障がい者誘導用ブロックがない箇所がある。
8		信号機のない横断歩道がある。
9	堂之坂公苑	園路の路面がガタガタで、腰が悪い車いす使用者には負担になる。
10		バリアフリートイレに大型ベッドを設置してほしい。
11	南成瀬中央公園	園路と遊具の広場の間に段差がある。
12		トイレがない。
13		段差で子どもが転落してしまうので、砂場の砂を増やしてほしい。
14	町田市立総合体育館	トイレに大型ベッドがない。
15	そうてつローゼン なるせ S.C.	バリアフリートイレ(身障者用トイレ)が古いタイプで、使いづらい。
16		センサー式の洗浄装置は、視覚障がい者が使えないので、ボタン式を併設してほしい。
17		トイレに非常時を知らせるフラッシュライト(光警報装置)を設置してほしい。
18		トイレが車いす対応になっていない。
19	成瀬駅前交番	段差があるため、車いすは入れない。スロープを設置してほしい。
20	全体	道路や建物の設備が古くて、更新されていない。
21		成瀬駅周辺をはじめ、起伏の多い地形は地図で高低差がわからず車いすの移動が困難なケースが多いため、地域の案内地図などに高低差を示す工夫があると良い。

7. 巻末資料

(1) 第12期町田市福祉のまちづくり推進協議会バリアフリー部会・部会員名簿

	バリアフリー法上の区分	バリアフリー部会員	
		所 属	氏 名
1	学識経験者	日本大学理工学部まちづくり工学科 准教授	山 崎 晋
2	学識経験者	東洋大学人間科学総合研究所 客員研究員	川 内 美 彦
3	施設設置管理者（道路）	町田市道路部道路政策課 課長	市 川 将 志
4	施設設置管理者（鉄道）	東日本旅客鉄道株式会社横浜支社 企画総務部 経営戦略ユニット マネージャー	国 分 宏 樹
5	施設設置管理者（バス）	神奈川中央交通株式会社運輸営業部 お客様サービス担当 課長	松 本 大 造
6	施設設置管理者（タクシー）	町田駅タクシー待機運営協議会 会長	大 庭 洋 平
7	施設設置管理者（公共施設）	町田市市民部なるせ駅前市民センター センター長	鈴 木 敬 之
8	施設設置管理者（公共施設）	町田市文化スポーツ振興部スポーツ振興課 課長	高 梨 光 之
9	施設設置管理者（都市公園）	町田市都市づくり部公園緑地課 公園管理担当課長	町 田 護
10	公安委員会	警視庁 町田警察署 交通課交通規制係 係長	伊 藤 岳 洋
11	心のバリアフリー普及啓発	町田市地域福祉部福祉総務課 課長	金 子 和 彦
12	障がい者団体	町田市身体障害者福祉協会	日 山 幸 宏
13	障がい者団体	町田市身体障害者福祉協会	風 間 幸 子
14	障がい者団体	町田市聴覚障害者協会	村 山 静 子
15	障がい者団体	町田市障がい児・者「親の会」連絡会	本 間 美 穂
16	障がい者団体	NPO法人町田市精神障害者さるびあ会 会長理事	飯 長 喜 一 郎
17	高齢者団体	町田市老人クラブ連合会	小 倉 豊 司
18	市町村が必要と認める者 （民生委員・児童委員）	町田市南第二地区民生委員児童委員協議会	羽 田 明 美
19	市町村が必要と認める者 （町内会自治会）	高ヶ坂・成瀬地区町内会自治会連合会	臼 井 文 子
20	市町村が必要と認める者 （商店会）	南成瀬共栄会 役員	富 山 英 紀
21	市町村が必要と認める者 （商店会）	成瀬が丘商店街振興組合 理事	中 村 美 奈 子

(2) 成瀬駅周辺地区バリアフリー基本構想改定検討の経過



(3) 市民意見募集結果

- ① 期 間 : 2024年12月6日(金) ~ 27日(金)
- ② 閲覧場所 : 市庁舎、男女平等推進センター、なるせ駅前市民センター、町田市立総合体育館など市内8か所
- ③ 件 数 : 5件(2名)
- ④ 内 容 :

意見内容		件数
ハード関連	道路に関して	3
	信号機に関して	1
その他	駅前の景観に関して	1
合 計		5

(4) 用語解説

バリアフリー基本構想	重点整備地区（旅客施設を中心とした地区、高齢者・障がい者等が利用する施設が集まった地区）において公共交通機関・建築物・道路などのバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するために市町村が作成する計画
生活関連施設	高齢者・障がい者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設
生活関連経路	生活関連施設相互間の経路
特定事業	バリアフリー基本構想における生活関連施設とそれらを結ぶ生活関連経路、車両等のバリアフリー化に関する事業

成瀬駅周辺地区バリアフリー基本構想【改定版】

発行年月 2025年3月

発行者 町田市

〒194-8520 町田市森野 2-2-22

電話 042-722-3111

刊行物番号 24-81

編集 町田市都市づくり部交通事業推進課